

【機密性2】

令和8年度

裁判官の配置、裁判事務の分配、
裁判官に差し支えあるときの代理
順序及び開廷の日割

(令和8年4月1日現在)

広島地方裁判所

目 次

1	裁判官の配置	1
2	裁判事務の分配	
	本庁民事部	7
	民事裁判事務の分配についての取決め（本庁）	8
	本庁刑事部	14
	刑事裁判事務の分配についての取決め（本庁）	15
	広島簡易裁判所（1）	16
	広島簡易裁判所（2）	17
	呉簡易裁判所	18
	尾道簡易裁判所	19
	福山簡易裁判所	20
	三次簡易裁判所	21
3	本庁及び広島簡易裁判所の各種令状請求等	22
4	事件の回付	23
5	裁判官に差し支えあるときの代理順序	
	(1) 裁判事務代理順序	25
	(2) 司法行政事務代理順序	27
6	開廷の日割	29

1 裁判官の配置

(1) 本庁

民事第一部

裁判長	判 事	実 本	滋
	判 事	内 海	雄 介
	判 事	植 田	裕 紀 久
	判事補	豊 田	の の か
	判事補	前 田	佳 秀

民事第二部

裁判長	判 事	片 山	健
	判 事	池 本	拓 馬
	判事補 (特例)	長 谷 川	翔 大
	判事補	森 谷	謙 太
	判事補	水 成	俊 介

民事第三部

裁判長	判 事	山 口	敦 士
	判 事	高 見	進 太 郎
	判 事	岸 田	二 郎
	判事補	伊 集	葉 留 花

民事第四部

裁判長	判 事	大 浜	寿 美
	判 事	一 藤	哲 志
	判事補 (兼)	森 谷	謙 太
	判事補 (兼)	池 口	弘 樹
	判事補 (兼)	豊 田	の の か
	判事補 (兼)	伊 集	葉 留 花

判事補 (兼)	前 田 佳 秀
判事補 (兼)	水 成 俊 介

刑事第一部

裁判長 判 事	角 谷 比 呂 美
判 事	佐 藤 智 彦
判 事	横 井 裕 美
判事補 (兼)	伊 集 葉 留 花

刑事第二部

裁判長 判 事	國 分 進
判 事	大 久 保 優 子
判事補 (特例)	井 上 寛 基
判事補	池 口 弘 樹

(2) 吳支部

裁判長 判 事	山 口 格 之
判 事	今 城 智 徳
判 事 (兼)	光 野 哲 治

(3) 尾道支部

判 事	長 谷 川 利 明
判事補 (特例) (兼)	片 岡 甲 斐

(4) 福山支部

裁判長 判 事	吉 岡 茂 之
判 事	松 本 英 男

判 事 (兼)	財 津 陽 子
判事補 (特例)	佐 藤 有 紀
判事補 (特例)	林 村 優 雅

(5) 三次支部

判事補 (特例)	石 橋 直 幸
----------	---------

(6) 広島簡易裁判所

司法行政事務を掌理する裁判官

簡裁判事	伊 名 波 宏 仁
簡裁判事	岡 本 英 昭
簡裁判事	谷 野 淳
簡裁判事	小 林 幹 典
簡裁判事	竹 田 達 也
簡裁判事	清 山 智 生
簡裁判事	寺 畠 大 貴
簡裁判事	岩 崎 誠
簡裁判事 (兼)	花 田 泰 広
簡裁判事 (兼)	森 本 清 美
簡裁判事 (兼)	大 儀 一 博
簡裁判事 (兼)	角 谷 比 呂 美
簡裁判事 (兼)	大 浜 寿 美
簡裁判事 (兼)	片 山 健
簡裁判事 (兼)	山 口 敦 士
簡裁判事 (兼)	実 本 滋
簡裁判事 (兼)	國 分 進

簡裁判事（兼）	高 見 進 太 郎
簡裁判事（兼）	佐 藤 智 彦
簡裁判事（兼）	一 藤 哲 志
簡裁判事（兼）	内 海 雄 介
簡裁判事（兼）	大 久 保 優 子
簡裁判事（兼）	植 田 裕 紀 久
簡裁判事（兼）	岸 田 二 郎
簡裁判事（兼）	横 井 裕 美
簡裁判事（兼）	池 本 拓 馬
簡裁判事（兼）	長 谷 川 翔 大
簡裁判事（兼）	井 上 寛 基
簡裁判事（兼）	森 谷 謙 太
簡裁判事（兼）	池 口 弘 樹
簡裁判事（兼）	豊 田 の の か
簡裁判事（代行）	山 口 格 之
簡裁判事（代行）	光 野 哲 治
簡裁判事（代行）	今 城 智 徳
簡裁判事（代行）	角 南 昌 伸

(7) 東広島簡易裁判所

簡裁判事	花 田 泰 広
------	---------

(8) 可部簡易裁判所

簡裁判事	森 本 清 美
------	---------

(9) 大竹簡易裁判所

簡裁判事（兼） 森 本 清 美

(10) 吳簡易裁判所

司法行政事務を掌理する裁判官

簡裁判事（兼） 山 口 格 之

簡裁判事（兼） 角 南 昌 伸

簡裁判事（兼） 光 野 哲 治

簡裁判事（兼） 今 城 智 徳

(11) 竹原簡易裁判所

簡裁判事 角 南 昌 伸

(12) 尾道簡易裁判所

司法行政事務を掌理する裁判官

簡裁判事（兼） 長 谷 川 利 明

簡裁判事 末 包 博 紀

簡裁判事（兼） 片 岡 甲 斐

(13) 福山簡易裁判所

司法行政事務を掌理する裁判官

簡裁判事（兼） 吉 岡 茂 之

簡裁判事 岡 平 耕 治

簡裁判事 大 野 裕 之

簡裁判事（兼） 末 包 博 紀

簡裁判事（兼） 財 津 陽 子

簡裁判事（兼） 松 本 英 男

簡裁判事（兼）	佐藤有紀
簡裁判事（兼）	林村優雅
簡裁判事（代行）	長谷川利明
簡裁判事（代行）	片岡甲斐

(14) 府中簡易裁判所

簡裁判事（兼）	末包博紀
---------	------

(15) 三次簡易裁判所

司法行政事務を掌理する裁判官

簡裁判事（兼）	石橋直幸
簡裁判事（兼）	大儀一博

(16) 庄原簡易裁判所

簡裁判事	大儀一博
------	------

2 裁判事務の分配

広島地方裁判所民事部裁判事務分配表

種別		担当部	一部	二部	三部	四部	備考
合議	訴訟		1/3	1/3	1/3		
	抗告		1/3	1/3	1/3		
	医事関係訴訟	全部					ただし、事件の配付において、単独事件(通常訴訟)5件の配付があったものとみなし、単独事件(通常訴訟)の後件の配付において調整する。
	共通義務確認訴訟	1/3	1/3	1/3			ただし、当分の間、事件の配付において、単独事件(通常訴訟)5件の配付があったものとみなし、単独事件(通常訴訟)の後件の配付において調整する。
	行政			1/2	1/2		ただし、事件の配付において、単独事件(通常訴訟)3件の配付があったものとみなし、単独事件(通常訴訟)の後件の配付において調整する。
	民事保全			1/2	1/2		行政事件を本案とするもの
	その他	1/3	1/3	1/3			地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償等を命ずる判決をした部に配付する。
単独	通常訴訟		1/3	1/3	1/3		労働審判異議等を含む。
	手形、小切手		1/3	1/3	1/3		
	労働審判			1/2	1/2		
罹災都市借地借家等臨時処置						全部	
借地非訟						全部	
民事非訟						全部	国際和解合意の執行決定事件を除き、仮登記仮処分事件を含む(以下の表において同じ)。
商事非訟						全部	
民事保全						全部	行政事件を本案とするもの及び地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟を本案とするものを除く。
民事執行						全部	
破産							
再生							
会社更生							
過料							
調停							
配偶者暴力等による保護命令							
発信者情報開示命令							
船舶所有者等責任制限						全部	
油濁等損害賠償責任制限						全部	
簡易確定手続						全部	
消費者裁判手続特例法による仮差押命令申立事件						全部	
国際和解合意の執行決定事件						全部	
特定和解の執行決定事件						全部	
仲裁関係事件		1/3	1/3	1/3			
共助		1/3	1/3	1/3			
その他		1/3	1/3	1/3			

民事裁判事務の分配についての取決め

広島地方裁判所本庁

(各部に配付する事件)

- 1 次に掲げる事件は、各号ごとに広島地方裁判所民事部裁判事務分配表（以下「事務分配表」という。）所定の合議事件に関する割合に従って民事第一部、第二部、第三部に順次配付する。ただし、(5)については、配付を受けるべき部に除斥又は忌避を申し立てられた職員が属するときは、次順位の部と繰り替える。
 - (1) 控訴事件
 - (2) 他の裁判所から合議決定の上、移送された通常訴訟事件
 - (3) 抗告事件
 - (4) 人身保護事件
 - (5) 除斥及び忌避申立て事件
 - (6) 別途定める申合せにより民事第一部、第二部、第三部に順次配付するとされた事件
- 2 次に掲げる訴訟事件は、各号ごとに事務分配表所定の単独事件（通常訴訟・手形、小切手）に関する割合に従って民事第一部、第二部、第三部に順次配付する。
 - (1) 通常訴訟事件（1の(2)及び(6)並びに3及び4に該当するものを除き、労働審判法22条1項（23条2項、24条2項において準用する場合を含む。）の規定により訴えがあったとみなされる事件（以下「労働審判異議等」という。）を含む。）
 - (2) 手形訴訟及び小切手訴訟事件
(医事関係訴訟)
- 3 医事関係訴訟事件（医療行為の過誤を原因とする訴訟事件）は、事務分配表所定の合議事件（医事関係訴訟）に関する割合に従って民事第一部に配付する。
(共通義務確認訴訟)
- 4 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法

律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）による共通義務確認訴訟事件は、事務分配表所定の合議事件（共通義務確認訴訟）に関する割合に従って民事第一部、第二部、第三部に順次配付する。

（行政）

- 5 行政事件（行政事件訴訟法による執行停止事件を含む。）は、事務分配表所定の合議事件（行政）に関する割合に従って民事第二部及び第三部に順次配付する。

（労働審判）

- 6 労働審判事件は、事務分配表所定の単独事件（労働審判）に関する割合に従って民事第二部、民事第三部に順次配付する。

（多数当事者事件の配付の調整）

- 7(1) 1から6までに掲げる事件（4に掲げる事件を除く。）の配付において、当事者の数が10人を超え20人までの事件は更に1件（単独事件（通常訴訟）の件数をいう。以下本項において同じ。）、20人を超え30人までの事件は更に2件、30人を超え40人までの事件は更に3件、41人以上の事件は更に4件の配付があったものとみなし、後件の配付において調整する。ただし、本庁民事第一部、第二部及び第三部の裁判官の申合せにより、異なる取扱いをすることができる。

- (2) 当事者数が50人を超える事件及びその他特別の事情が認められる事件については、別途定める申合せ所定の手続により、調整すべき件数を増加させることができる。

（簡易確定異議訴訟事件の配付の調整）

- 8 消費者裁判手続特例法による簡易確定異議訴訟事件の配付において、異議申立てに係る届出消費者の数が10人を超え20人までの場合は更に1件（単独事件（通常訴訟）の件数をいう。以下本項において同じ。）、20人を超え30人までの場合は更に2件、30人を超え40人までの場合は更に3件、41人以上の場合は更に4件の配付があったものとみなし、後件の配付において調整する。届

出消費者数が50人を超える場合及びその他特別の事情が認められる場合については、別途定める申合せ所定の手続により、調整すべき件数を増加させることができる。

(複雑困難事件の配付の調整)

- 9 事案の内容が複雑困難で審理の長期化が見込まれ、かつ、合議事件として、審理するのが相当と認められる事件については、別途定める申合せ所定の手続により、調整すべき配付件数を決定し、後件の配付において調整する。

(民事第四部において処理する事件)

- 10 次に掲げる事件は民事第四部に配付する。

- (1) 借地非訟事件、罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件
- (2) 民事非訟事件及び商事非訟事件（国際和解合意の執行決定事件を除き、仮登記仮処分事件を含む。）
- (3) 保全命令事件（保全異議・取消申立事件を含む。）
- (4) 民事執行事件（執行異議申立事件その他執行雑事件を含む。）
- (5) 破産事件、再生事件及び会社更生事件
- (6) 過料事件
- (7) 調停事件
- (8) 配偶者暴力等に関する保護命令事件
- (9) 発信者情報開示命令
- (10) 船舶所有者等責任制限事件、油濁等損害賠償責任制限事件
- (11) 消費者裁判手続特例法による簡易確定手続事件
- (12) 消費者裁判手続特例法による仮差押命令申立事件
- (13) 国際和解合意の執行決定事件
- (14) 特定和解の執行決定事件
- (15) 事務分配表及びこの取決め中に個別の定めのないその他の事件のうち未特例

判事補が単独で処理することができないもの

(共助等事件)

11 次に掲げる事件は、各号ごとに事務分配表所定の割合（共助・その他）に従って民事第一部、第二部、第三部に順次配付する。ただし、これら事件のうち既に係属中の本訴に係るものは、当該本訴事件が係属する部に配付する。

(1) 共助事件

(2) 証拠保全申立事件

(3) 民事訴訟法第1編第6章に規定する処分の申立事件

(4) 事務分配表及びこの取決め中に個別の定めのないその他の事件のうち未特例

判事補が単独で処理することができるもの

(仲裁関係事件)

12 仲裁関係事件は、事務分配表所定の割合（仲裁関係事件）に従って民事第一部、第二部、第三部に順次配付する。

(再審事件)

13 再審事件は、再審の対象とされた裁判をした部に配付する。

(手形、小切手判決に対する異議事件)

14 手形判決又は小切手判決に対する異議事件は、その判決をした部に配付する。

(控訴提起事件等)

15 控訴提起事件、飛躍上告提起事件、上告提起事件、抗告提起事件及び飛躍上告受理申立事件及びこれらに付随する事件は、控訴等の対象とされた裁判をした部に配付する。

(地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2の2第5項の規定による訴訟)

16 地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2の2第5項の規定に

よる訴訟については、当該判決をした部に配付する。

(強制執行停止申立事件)

17 係属中の本訴事件に関連する強制執行停止申立事件は、その本訴事件を担当する部に配付する。

(保全命令事件)

18(1) 本案係属中の保全命令事件は、関係裁判官の協議により、これを本案担当の部に移すことができる。

(2) 行政事件を本案とする保全命令事件は、事務分配表所定の合議事件（行政）に関する割合に従って民事第二部及び第三部に順次配付する。

(3) 16に規定する訴訟を本案とする仮差押又は仮処分の事件については、同項に規定する判決をした部に配付する。

(保全異議・取消申立事件の移転)

19 保全異議・取消申立事件にかかる本案が現に係属し又は新たに係属するに至った場合は、関係裁判官の協議により、保全異議・取消申立事件を本案担当の部に移すことができる。

(調停事件)

20 受訴裁判所が職権により自庁調停に付した事件は、その本訴事件を担当する部が担当する。

(合議決定)

21 各部に係属する単独事件（1(6)に掲げる事件を除く。）についての合議決定は、当該部に属する裁判官で構成する合議体でし、かつ、当該合議体において審判する。

(関連事件の移転と代替事件の配付等)

22(1) 民事第一部、第二部又は第三部に配付された事件が他の部の担当する事件と関連する場合には、関係裁判官の協議により、これを他の部に移すことができる。

この場合、当該事件は、原則として受理の時期の早い（手形判決又は小切手判決に対する異議事件については異議受理のとき、手形訴訟及び小切手訴訟の通常移行事件については、通常移行の申述のとき、労働審判請求事件について訴え提起の擬制がなされたときはその効果が発生したときを基準とする。）事件の担当部に移すものとする。

- (2) (1)により事件が移転された場合には、当該事件の移転を受けた部に配付された同一種別の事件で最も新しい事件を、当該事件を移転した部に分配替えする。
- (3) 関連事件が継続的に多数提起されることが見込まれる場合には、本庁民事第一部、第二部及び第三部の裁判官において別途定める申合せにより、当該関連事件を配付する部をあらかじめ定めておくことができる。
- (4) (3)により、関連事件として特定の部に事件が配付されたときは、単独事件（通常訴訟）の後件の配付において調整する。

（事件の分配替え）

23(1) 配付された事件を、その部で処理することが相当でないと認められるときは、常任委員会の議により、これを他の部に移すことができる。

(2) (1)により、事件が移転された場合には、22(2)の例による。

（分配を定めることができない場合）

24 事務分配表及びこの取決めにより分配を定めることができない場合、民事第一部、第二部、第三部に順次配付する。

（その他）

25 現在係属中の事件は、事務分配表及びこの取決めにかかわらず、当該事件の係属する部において引き続き取り扱うものとする。

26 新年度の事件の配付は、各事件の種別ごとに前年度までに最後に事件の配付を受けた部の次の部から始めるものとする。

広島地方裁判所刑事部裁判事務分配表

担当部		刑事第一部	刑事第二部	備考
種別				
合議	公判請求(裁判員裁判対象)(差戻しを含む。)	1/2	1/2	
	公判請求(裁判員裁判非対象法定合議)(差戻しを含む。)			
	起訴強制			
	再審			
	除斥、忌避又は回避			
	準抗告(刑訴法429条)			
	心神喪失者等医療観察法72条1項、73条1項の各申立て			
	組織的犯罪処罰法52条2項、73条による取消・変更請求(麻薬特例法19条4項、20条3項、23条、不正競争防止法35条4項、36条3項、40条によりその例によつてされるものを含む。)			
	組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助(麻薬特例法23条、不正競争防止法40条によりその例によつてされるものを含む。)			
	裁判員法3条1項、3条の2第1項、41条3項、43条3項の各決定			別途定める申合せによる。
裁判員法35条1項、42条1項(41条2項1号の決定に対するものに限る。)、94条1項の各異議申立て				
裁判員法42条1項の異議申立て(41条2項1号の決定に対するものを除く。)				
単独	公判請求(差戻しを含む。)	1/2	1/2	公職選挙法違反(百日裁判)の公判請求を除く。
	公職選挙法違反(百日裁判)の公判請求			
	再審			
	心神喪失者等医療観察法33条1項、49条1項、2項、50条、54条1項、2項、55条、59条1項、2項、76条1項、2項の各申立て			
	準抗告(刑訴法430条)			
	検察審査会法41条の9の指定弁護士指定及び取消			
	過料(刑訴38条の4のうち、被疑者にかかるもの)			
	執行猶予取消請求			
	証人尋問請求			
	証拠保全			
共助(心神喪失者等医療観察法24条2項に定める嘱託による事実の取調べを含む。)			組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助(麻薬特例法23条、不正競争防止法40条によりその例によつてされるものを含む。)を除く。	
訴訟費用負担請求その他				
組織的犯罪処罰法第4章の規定による没収・追徴保全命令等請求(麻薬特例法19条4項、20条3項、不正競争防止法35条4項、36条3項によりその例によつてされているものを含む。)	別途定める申合せによる。			
損害賠償命令申立て	本案の分配を受けた訴訟法上の裁判所に分配する。			
刑事補償				
訴訟費用免除				
費用補償				
刑訴96条3項の請求				
刑訴350条の決定	原裁判をした訴訟法上の裁判所に分配する。			
第三者所有物没収法13条1項の請求				
組織的犯罪処罰法65条1項の取消請求(麻薬特例法23条、不正競争防止法40条によりその例によつてされるものを含む。)				
組織的犯罪処罰法18条4項、37条4項、麻薬特例法16条3項、不正競争防止法32条3項の請求				
各種令状請求(勾留に関する処分を含む。)	「3 本庁及び広島簡易裁判所の各種令状請求等」との通り		組織的犯罪処罰法71条1項によるもの(麻薬特例法23条、不正競争防止法40条によりその例によつてされるものを含む。)を除く。同条による請求の分配は、別途定める申合せによる。	
心神喪失者等医療観察法33条1項、59条1項、2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求				
被疑者の国選弁護人選任・解任				

刑事裁判事務の分配についての取決め

広島地方裁判所本庁

- 1 合議体で審理する事件は、「広島地方裁判所刑事部裁判事務分配表（以下「事務分配表という。」）」の「合議」欄所定の種別区分ごとに、同欄所定の割合により分配する。
- 2 単独体で審理する事件は、事務分配表の「単独」欄所定の種別ごとに、同欄所定の割合により分配する。
- 3 各部等への分配順序等は、別途定める申合せによる。

広島簡易裁判所裁判事務分配表（1）

種別		担当者	伊名波	※谷岩野崎	※清小山林	竹田	※寺岡本	森本	花田
民事	通常			1/4	1/4	1/4	1/4		
	手形、小切手			1/4	1/4	1/4	1/4		
	少額訴訟 (このうち交通損害賠償請求事件、異議訴訟を含む。)			1/4	1/4	1/4	1/4		
	少額訴訟 (交通損害賠償請求事件を除き、異議訴訟を含む。)	1/8	1/8				3/8	3/8	
	和解	全							
	再審								
	民事保全								
	公示催告								
	過料								
	共助								
	少額訴訟債権執行								
	調停		2/6					1/6	
その他	全								

- 1 裁判官に差し支えがあるときは、司法行政事務掌理者において、代理する裁判官を定めるものとする。
- 2 担当事務に変更がないときは、未済事件は当該裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 3 裁判官の更迭又は担当事務の変更があったときは、後任（新担当）裁判官が前任（前担当）裁判官の事務を担当する。
- 4 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。ただし、関連事件は同一の裁判官に分配するように努め、次の分配において調整するものとする。
- 5 「その他」には、出入国管理及び難民認定法31条の臨検等許可状請求事件及び警察官職務執行法3条の保護許可状請求事件を含む。
- 6 ※ 各裁判官の割合は、広島簡易裁判所の裁判官の協議により定める。

広島簡易裁判所裁判事務分配表（2）

種 別		担当者										
		伊名波	谷野	岩崎	清山	小林	竹田	寺島	岡本	森本	花田	大儀
刑 事	通 常 (即決、再審を含む)	全										
	略 式 (即日処理分を除く。)	1/12				2/12				4/12	5/12	
	略 式 (即日処理分)	※1									※1	※1
	逮 捕 状 請 求	※2										
	勾留勾引請求、 その他	※2										※2
	被疑者の国選弁護人選 任・解任	※2										
	心神喪失等医療観察法2 4条2項、共助、証人専 問の囑託事件											
	刑の執行猶予言渡取消 し											
	準抗告（刑訴法430 条）	全										
	証拠保全											
訴訟費用負担請求												
その他												

※1 別途申合せにより定める。

※2 「3 本庁及び広島簡易裁判所の各種令状請求等」のとおり。

- 1 担当事務に変更がないときは、未済事件は当該裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 2 裁判官の更迭又は担当事務の変更があったときは、後任（新担当）裁判官が前任（前担当）裁判官の事務を担当する。
- 3 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。ただし、関連事件は同一の裁判官に分配するように努め、次の分配において調整するものとする。
- 4 略式命令に対する正式裁判の請求事件及び刑事訴訟法463条1項に基づき通常の規定に従い審判する事件において、略式命令を発付した裁判官又は通常の規定に従い審判すると定めた裁判官が伊名波裁判官以外の裁判官であるときは、伊名波裁判官が担当する。
- 5 略式命令に対する正式裁判の請求事件及び刑事訴訟法463条1項に基づき通常の規定に従い審判する事件において、略式命令を発付した裁判官又は通常の規定に従い審判すると定めた裁判官が伊名波裁判官のとき、及び起訴前における身柄に関する事件（接見等禁止の一部解除の申立て、勾留取消しの請求・勾留執行停止の取消しの請求・勾留執行停止の申立て等、被疑者の勾留の裁判を前提とする各種申立てに関する事件を含む。）を伊名波裁判官が処理した場合において、当該身柄に関する事件が起訴されたときは、岩崎裁判官、寺島裁判官、清山裁判官及び竹田裁判官がその順に担当する。

呉簡易裁判所裁判事務分配表

種 別		担当者			
		山口	角南	光野	今城
民 事	通 常 手 形 、 小 切 手 少額訴訟（異議訴訟を含む。） 和 解 再 審 民 事 保 全 公 示 催 告 過 料 共 助 調 停 そ の 他		全部		
	通 常 （略式命令の正式裁判事件及び刑事訴訟法 463条1項に基づき通常の規定に従い審 判する事件を含む。）				全部
	略 式 （在庁略式・三者即日処理を除く。）		全部		
	略 式 （三者即日処理を除く在庁略式）	別途申合せにより定める。			
	略 式 （在庁略式のうち三者即日処理）		全部		
	逮 捕 状 請 求 勾 留 勾 引 請 求 そ の 他 被 疑 者 の 国 選 弁 護 人 選 任 ・ 解 任	別途申合せにより定める。			
	刑 事 補 償 訴 訟 費 用 免 除 費 用 補 償 刑 訴 法 9 6 条 3 項 の 請 求 刑 訴 法 3 5 0 条 の 請 求 第 三 者 所 有 物 没 収 法 1 3 条 1 項 の 請 求 組 織 的 犯 罪 処 罰 法 1 8 条 4 項 、 3 7 条 4 項 、 麻 薬 特 例 法 1 6 条 3 項 、 不 正 競 争 防 止 法 3 2 条 3 項 の 請 求	原裁判をした訴訟法上の裁判所に分配 する。			
	証 拠 保 全 そ の 他	1/2	1/2		

新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。ただし、関連事件は、同一の裁判官に分配するように努め、次の分配において調整するものとする。

尾道簡易裁判所裁判事務分配表

種 別		担当者		備 考
		長谷川	末 包	
民 事	通 常		全部	
	手 形 、 小 切 手			
	少額訴訟（異議訴訟を含む。）			
	和 解			
	再 審			
	民 事 保 全			
	公 示 催 告			
	過 料			
	共 助			
	調 停			
そ の 他				
刑 事	通 常		全部(右記載の事件を除く。)	末包裁判官担当の略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法463条1項に基づき通常の規定に従い審判する事件
	略 式 (在庁略式・三者即日処理を除く。)		全部	
	略 式 (三者即日処理を除く在庁略式)	別途定める令状当番に分配する。		
	略 式 (在庁略式のうち三者即日処理)		全部	
	逮 捕 状 請 求	「裁判官令状等当番に関する実施要領(申合せ)(地裁尾道支部、尾道簡裁分)」のとおり。		
	勾 留 勾 引 請 求 そ の 他			
	被疑者の国選弁護人選任・解任			
	証 拠 保 全		全部	
そ の 他				

- 1 前年度の未済事件は、当該事件の担当裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 2 新年度の事務分配は、前年度の最終分配の次から始めるものとする。
- 3 裁判官の更迭があったときは、後任裁判官が前任裁判官の事件を担当する。

福山簡易裁判所裁判事務分配表

種 別		担当者		備考
		岡平	大野	
民 事	常 通	1/2	1/2	
	手形、小切手			
	少額訴訟（異議訴訟を含む。）			
	和解			
	再審			
	民事保全			
	公示催告			
	過料			
	共助			
	調停			
	その他			
刑 事	常 通 （再審を含む。）	1/2	1/2	末包裁判官担当の略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法463条1項に基づき通常の規定に従い審判する事件については、岡平、大野の順序で担当する。
	略式	在宅・三者即日在庁		全部
		在庁(三者即日在庁を除く。)	2/5	2/5
	逮捕状請求	別途申合せにより定める。		
	勾留勾引請求その他			
	被疑者の国選弁護人選任・解任			
証拠保全	1/2	1/2		
その他				

三次簡易裁判所裁判事務分配表

種 別		担当者		備 考
		石 橋	大 儀	
民 事	通 常		全部	
	手 形 、 小 切 手			
	少額訴訟（異議訴訟を含む。）			
	和 解			
	再 審			
	民 事 保 全			
	公 示 催 告			
	過 料			
	共 助			
	調 停			
	そ の 他			
刑 事	通 常	大儀裁判官担当の略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法463条1項に基づき通常の規定に従い審判する事件	全部（左記の正式裁判申立事件及び刑事訴訟法463条1項に基づき通常の規定に従い審判する事件を除く。）	
	略 式		全部	
	逮 捕 状 請 求	裁判官において別途協議の上、担当を定める。		
	勾 留 勾 引 請 求 そ の 他			
	被疑者の国選弁護人選任・解任			
	証 拠 保 全		全部	
そ の 他				

- 1 未済事件は、当該裁判官において引き続き取り扱うものとする。
- 2 選挙違反を公訴事実とする略式命令事件は、できる限り石橋裁判官において処理し、正式裁判の請求があったときには、大儀裁判官において審理するよう配慮するものとする。

3 本庁及び広島簡易裁判所の各種令状請求等

(1) 本庁における「各種令状請求（勾留に関する処分を含む。）」、「心神喪失者等医療観察法33条1項、59条1項、2項の各申立てに付随する鑑定入院命令及び連戻状の請求」及び「被疑者の国選弁護人選任・解任」の事務並びに広島簡易裁判所における「逮捕状請求」、「勾留勾引請求、その他」及び「被疑者の国選弁護人選任・解任」の事務は、本庁本務の裁判官及び広島簡易裁判所の裁判官（兼務の裁判官を含む。）に分配するほか、休日の昼間（午前8時30分から午後5時までの受理分をいう。）及び翌日が休日である休日の夜間（午後5時から翌日午前8時30分までの受理分をいう。）における事務は、呉支部及び三次支部の裁判官並びに東広島簡易裁判所、可部簡易裁判所、大竹簡易裁判所、呉簡易裁判所、竹原簡易裁判所及び庄原簡易裁判所の裁判官にも分配することができる。

(2) 前項の事務の分配については、別途、同項の裁判官の申合せにより定める。

4 事件の回付

下記の場合においては、広島地方裁判所事務処理規程（昭和49年5月31日広島地方裁判所規程第1号）9条1号の規定にかかわらず、当該事件を担当する部又は裁判官（以下「裁判体」という。）の決定によって、本庁支部間において事件を回付することができる。

なお、支部において処理すべき事件が本庁に係属した場合、又は、本庁若しくは他の支部において処理すべき事件が支部に係属した場合において、特に必要があると認めるときは、当該裁判体は、自らこれを処理することができる。

記

- (1) 本庁の裁判体が、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則に定める支部の管轄に属することを理由として、その担当事件を当該支部に回付する場合。ただし、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則に定める支部の管轄に属する労働審判事件を本庁で審理した後に訴訟に移行した場合には、当事者双方から支部に回付されたい旨の申出がなされた場合又は当事者の一方からの申出に相手方が同意もしくは異議がない旨述べた場合に限る。
- (2) 各支部の裁判体が、前記規則に定める権限又は管轄に属さないことを理由として、その担当事件を本庁又は管轄支部に回付する場合
- (3) 各支部の裁判体が、医事関係訴訟事件（医療行為の過誤を原因とする訴訟事件）を本庁に回付する場合。ただし、当事者双方に異議がない場合に限る。
- (4) 本庁又は各支部の裁判体が、他の支部又は本庁の裁判体において関連事件を担当しており、かつ、当該裁判体との間で協議が整ったことを理由として、その担当事件を当該裁判体の所属する支部又は本庁に回付する場合
- (5) 支部の裁判体が、預金保険法第87条の代替許可事件について迅速な処

理のため相当と認めて、その担当事件を本庁に回付する場合

- (6) 三次支部の裁判体が、同支部に係属した訴訟事件について、本庁民事部の申合せで定める手続により合議相当と認められたことを理由として本庁に回付する場合
- (7) 尾道支部の裁判体が、同支部に係属した訴訟事件について、福山支部の裁判体との間で合議相当であることについて協議が整ったことを理由として福山支部に回付する場合
- (8) 三次支部の裁判体が、同支部に係属した破産事件又は再生事件につき、債権者の数が100人を超えることその他の事情により同支部では円滑な処理をすることが困難であると認められ、かつ、本庁の裁判体との間で協議が整ったことを理由として本庁に回付する場合
- (9) 呉支部の裁判体が、同支部に係属した刑事訴訟法第429条による準抗告事件について、本案事件の受訴裁判所が同支部の合議体であること又は休日に処理する必要があること若しくは事件処理の状況等により、本庁刑事部の裁判官のてん補によっては迅速な処理をすることが困難であることを理由として本庁に回付する場合

5 裁判官に差し支えあるときの代理順序
 (1) 裁判事務代理順序

本 官		代 理 裁 判 官	
本 庁	民 事	第一部の裁判官	①第一部の他の裁判官 ②第二部の裁判官 ③第三部の裁判官 ④第四部の裁判官 ⑤刑事部の裁判官
		第二部の裁判官	①第二部の他の裁判官 ②第三部の裁判官 ③第四部の裁判官 ④第一部の裁判官 ⑤刑事部の裁判官
		第三部の裁判官	①第三部の他の裁判官 ②第四部の裁判官 ③第一部の裁判官 ④第二部の裁判官 ⑤刑事部の裁判官
		第四部の裁判官	①第四部の他の裁判官 ②第一部の裁判官 ③第二部の裁判官 ④第三部の裁判官 ⑤刑事部の裁判官
	刑 事	第一部の裁判官	①第一部の他の裁判官 ②第二部の裁判官 ③民事部の裁判官（民事第一部、第二部、第三部、第四部の順に輪番とする。裁判官が複数配置の部においてはそれらの裁判官が代理した後、次の部に移る。） なお、準抗告事件の民事部裁判官の代理順序は同裁判官らの申合せによる。
		第二部の裁判官	①第二部の他の裁判官 ②第一部の裁判官 ③民事部の裁判官（民事第四部、第三部、第二部、第一部の順に輪番とする。裁判官が複数配置の部においてはそれらの裁判官が代理した後、次の部に移る。） なお、準抗告事件の民事部裁判官の代理順序は同裁判官らの申合せによる。

呉支部の裁判官	①呉支部の他の裁判官 ②本庁の裁判官
尾道支部の裁判官	①尾道支部の他の裁判官 ②福山支部の裁判官 ③本庁の裁判官
福山支部の裁判官	①福山支部の他の裁判官 ②尾道支部の裁判官 ③本庁の裁判官
三次支部の裁判官	本庁の裁判官
広島簡易裁判所の裁判官	広島簡易裁判所の他の裁判官
東広島簡易裁判所の裁判官	広島簡易裁判所の裁判官
可部簡易裁判所の裁判官	
大竹簡易裁判所の裁判官	
呉簡易裁判所の裁判官	①呉簡易裁判所の他の裁判官 ②広島簡易裁判所の裁判官
竹原簡易裁判所の裁判官	呉簡易裁判所の裁判官
尾道簡易裁判所の裁判官	①尾道簡易裁判所の他の裁判官 ②福山簡易裁判所の裁判官 ③広島簡易裁判所の裁判官
福山簡易裁判所の裁判官	①福山簡易裁判所の他の裁判官 ②尾道簡易裁判所の裁判官 ③広島簡易裁判所の裁判官
府中簡易裁判所の裁判官	福山簡易裁判所の裁判官
三次簡易裁判所の裁判官	①三次簡易裁判所の他の裁判官 ②広島簡易裁判所の裁判官
庄原簡易裁判所の裁判官	①三次簡易裁判所の裁判官 ②広島簡易裁判所の裁判官

1 丸付き数字の順序による。

2 裁判官の配置は、「1 裁判官の配置」の定めによる（兼務及び代行を含む。）。

(2) 司法行政事務代理順序

本 官	代理裁判官及び代理順序	
所 長	順 序	1 角 谷 比 呂 美 2 大 浜 寿 美 3 片 山 健 4 山 口 敦 士 5 実 本 滋 6 國 分 進 以上の裁判官全員に差し 支えあるときは本庁の他 の裁判官
本庁民事第一部の部の事務を総括する裁判官	順 序	1 内 海 雄 介 2 植 田 裕 紀 久
本庁民事第二部の部の事務を総括する裁判官	順 序	1 池 本 拓 馬 2 長 谷 川 翔 大
本庁民事第三部の部の事務を総括する裁判官	順 序	1 高 見 進 太 郎 2 岸 田 二 郎
本庁民事第四部の部の事務を総括する裁判官	順 序	1 一 藤 哲 志 2 裁判事務の代理順序による裁判官
本庁刑事第一部の部の事務を総括する裁判官	順 序	1 佐 藤 智 彦 2 横 井 裕 美
本庁刑事第二部の部の事務を総括する裁判官	順 序	1 大 久 保 優 子 2 井 上 寛 基
呉支部長	順 序	1 光 野 哲 治 2 今 城 智 徳
尾道支部長		片 岡 甲 斐

福山支部長	順序	1	財	津	陽	子
		2	松	本	英	男
		3	佐	藤	有	紀
		4	林	村	優	雅
三次支部長	裁判事務の代理順序による裁判所の裁判官					
広島簡易裁判所の司法行政事務掌理者	順序	1	谷	野		淳
		2	小	林	幹	典
		3	竹	田	達	也
		4	寺	畠	大	貴
呉簡易裁判所の司法行政事務掌理者	順序	1	角	南	昌	伸
		2	光	野	哲	治
		3	今	城	智	徳
尾道簡易裁判所の司法行政事務掌理者	順序	1	末	包	博	紀
		2	片	岡	甲	斐
福山簡易裁判所の司法行政事務掌理者	順序	1	岡	平	耕	治
		2	大	野	裕	之
		3	財	津	陽	子
		4	松	本	英	男
		5	佐	藤	有	紀
		6	林	村	優	雅
三次簡易裁判所の司法行政事務掌理者			大	儀	一	博
広島、呉、尾道、福山、三次以外の簡易裁判所の司法行政事務掌理者	裁判事務の代理順序による裁判所の裁判官					

各庁別開廷日割表

部・支部別	月	火	水	木	金
民事第1部		合議・単独	単独	単独	合議・単独
民事第2部	合議	単独	合議	単独	単独
民事第3部		合議・単独	合議・単独	単独	単独
民事第4部					
刑事第1部	合議・単独	合議・単独	合議・単独	合議・単独	合議・単独
刑事第2部	合議・単独	合議・単独	合議・単独	合議・単独	合議・単独
呉支部	刑事	民事	刑事	民事(合議) 刑事(合議)	民事
尾道支部		民事		民事	刑事
福山支部	民事	民事・刑事	民事(合議) 刑事(合議)	民事	刑事
三次支部	民事・刑事		民事・刑事		民事